役員等の報酬及び費用弁償等支給に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人須崎福祉会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

（2）　常勤役員とは、役員のうち、業務執行理事をいう。

（3）　非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員等以外の者をいう。

（4）　報酬等とは、社会福祉法第４５条の３５第１項で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。

（5）　費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、及び手数料等の経費であり、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　本会は、常勤役員及び非常勤役員等の職務遂行の対価として報酬を支給する。

（1）　理事長　　月額　１３２,０００円

（2）　業務執行理事　　無報酬

（3）　非常勤役員等に対する報酬は、評議員会、理事会、監査等に出席の都度、１回につき１２，０００円を支給する。

（4）　当法人の運営に関する次の委員が、各委員会に出席した場合は、１回の出務につき5,500円の報酬及び費用弁償を支給することができる。

１．入所検討委員

２．評議員選任・解任委員

３．苦情解決第三者委員

（報酬の支給方法）

第４条　報酬の支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２．　報酬は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その支払う報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

（費用弁償）

第５条　本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

２．　前項について、その支給額等については、本会の旅費規程に準ずるものとする。

（退職慰労金）

第６条　本会の役員等として2か年以上在職し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

２．退職慰労金の支給基準は、次のとおりとする。ただし本会の事業に特別に功労のあった者に対しては、この基準に定めるもののほか、理事長が適当と認める額を支給することができる。

役　員　期　間	支　給　額
２年以上５年 未満のもの	３０，０００円
５年以上１０年 未満のもの	５０，０００円
１０年以上２０年 未満のもの	１００，０００円
２０年以上のもの	２００，０００円

（公表）

第７条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第４５条の３４第３項に定める報酬等の支給基準として公表する。

（規程の改正）

第８条　この規程の改正は、評議員会の決議によりおこなうものとする。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　　則

１．この規程は昭和６３年４月１日から施行する。

２．平成２年５月３１日一部改正　　平成　２年　４月　１日から施行
３．平成４年３月１２日一部改正　　平成　４年　４月　１日から施行
４．平成４年５月２７日一部改正　　平成　４年　４月　１日から施行
５．平成７年３月２７日一部改正　　平成　７年　４月　１日から施行
６．平成９年１２月１２日一部改正　　平成１０年　１月　１日から施行
７．平成１３年１２月７日一部改正　　平成13年１２月　１日から施行
８．平成28年11月24日一部改正　　平成２９年　４月　１日から施行
９．令和３年３月１８日一部改正　　令和　３年　４月　１日から施行
10．令和６年３月１５日一部改正　　令和　６年　４月　１日から施行
11．令和８年３月１６日一部改正　　令和　８年　４月　１日から施行